

# 記入例 疾病任意継続被保険者 資格取得申出書

全国健康保険協会 船員保険部  
船員保険 疾病任意継続被保険者 資格取得 申出書 **取**

勤務していた時に使用していた被保険者証の(左つめ)	記号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	番号	- 1 2 3	生年月日	昭和 平成	年	4 5	月	0 2	日	1 1
	氏名	(フリガナ) センボ タロウ 船保 太郎					性別	男 女				
住所	(〒 102 - 0000 ) 東京 (都府県) 千代田区〇〇1-1 △△マンション101											
電話番号 (日中の連絡先)	TEL 090 (××××) ××××											
勤務していた船船所有者の	名称	株式会社 協会商事			所在地	千代田区〇〇-1						
資格喪失年月日 (退職日の翌日)	令和 4 年 5 月 1 日											
保険料のお支払方法 について	保険料のお支払方法について、次のいずれか一つに <input checked="" type="checkbox"/> をつけてください。 <input checked="" type="checkbox"/> 毎月納付 <input type="checkbox"/> 6カ月前納 <input type="checkbox"/> 12カ月前納 <small>※[6カ月前納]及び[12カ月前納]を希望された場合、資格取得年月日(退職日の翌日)の属する月の月末(土日祝日の場合は翌営業日)までに前納保険料をお支払いいただく必要があります。</small>											
船員保険被扶養者届【資格取得時】 引き継ぎ被扶養者となられる方については、 <b>必要書類を添付の上</b> (詳しくは別紙「添付書類について」をご覧ください)、下記の事項の記入をお願いします。なお、資格取得日以降に被扶養者となられる方については、「被扶養者(異動)届」を提出してください。												
被扶養者の氏名 (フリガナ)	被扶養者の生年月日	続柄	職業	年間収入	性別							
船保 花子	昭和 54 年 12 月 10 日	妻	パート	100 万円	男(女)							
住所	同居・別居	マイナンバー										
船保 航司	昭和 14 年 12 月 10 日	子	大学2年生	50 万円	男(女)							
住所	同居(別居)	マイナンバー										
被扶養者の氏名 被扶養者の生年月日 続柄 職業 年間収入 性別												
被扶養者の氏名 被扶養者の生年月日 続柄 職業 年間収入 性別												
被扶養者の氏名 被扶養者の生年月日 続柄 職業 年間収入 性別												
被扶養者の氏名 被扶養者の生年月日 続柄 職業 年間収入 性別												

**1** 被扶養者がいる場合は、必要事項を記入してください。  
※被扶養者の方については、添付書類が必要となります。詳細は、「添付書類について」をご確認ください。

**2** 学生の場合は、職業欄に学年等(高校3年、大学2年等)をご記入ください。

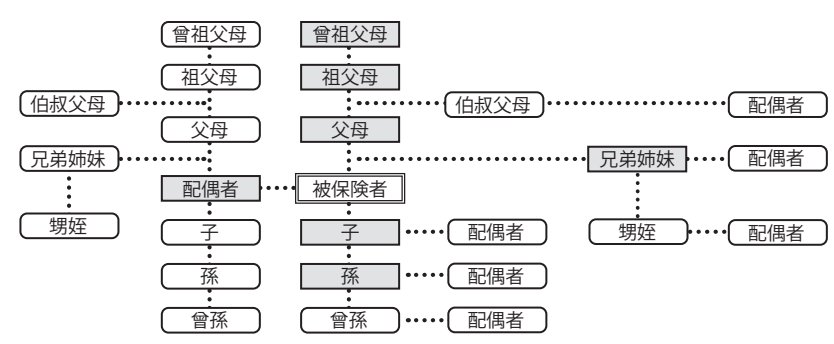
**3** 被扶養者になる方のマイナンバーを必ずご記入ください。  
※記入できない事情がある場合は、その理由を申立欄に記入してください。  
(例: 出生直後のため、マイナンバー未番号。)

**4** 同居・別居 を選択の上、別居の場合には、住所を記入してください。海外在住の場合は国名を記入してください。

**5** 記号番号を記入した場合は、記入不要です。  
被保険者のマイナンバーを記入した場合は、以下の書類が必要です。<sup>※1</sup>  
貼付台紙<sup>※2</sup>に⑦⑧どちらも貼付し、申請書に添付してください。  
⑦身元確認を行うための書類(いずれか1点)  
・被保険者の個人番号カード(表面)のコピー、運転免許証のコピー、パスポートのコピー、その他官公署が発行する写真付き身分証明書のコピー  
⑧番号確認を行うための書類(いずれか1点)  
・被保険者の個人番号カード(裏面)のコピー、個人番号通知のコピー(記載情報と現況に相違のないもの)、被保険者の個人番号が記載された住民票か住民票記載事項証明書  
<sup>※1</sup> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に定められています。  
<sup>※2</sup> 船員保険部のホームページからダウンロードできます。(印刷環境がない場合はご連絡ください。)

## 被扶養者の範囲・認定の要件

被扶養者として認定を受けられる家族の続柄の範囲、認定要件は下図の通りです。



	□ の方	□ の方
同居要件	被保険者と同居・別居いずれでもよい。	被保険者と同居していることが必要。
収入要件	年収が130万円(※1)未滿かつ被保険者の年収の1/2未滿(※2) ※1 60歳以上または障害厚生年金受給者等の場合は180万円 ※2 別居の場合は被保険者の仕送り額より少ない。	

◎被扶養者がいる場合は、添付書類が必要となります。次項の【添付書類について】を必ずご確認ください。

## 添付書類について

※場合によっては、記載のない添付書類が必要となることもありますのでご了承ください。

### 1 収入状況を確認するための書類

義務教育終了後（満16歳以上）の方を被扶養者として届け出る場合は、その方の収入状況を確認するための書類として、以下のいずれかの添付書類が必要です。

※学生（高校生・大学生等）、主婦等、収入がない場合であってもいずれかの添付書類が必要です。

#### (1) 収入がない場合

条件など	添付書類
学生・専業主婦等で収入がない場合	○市区町村役場発行の「所得証明書」または「非課税証明書」(*)

#### (2) 給与収入等がある場合 注：収入が複数ある場合は、それぞれの添付書類が必要です。

条件など	添付書類
パート・アルバイト等の給与収入がある場合	次のいずれか ○直近3ヵ月分の給与明細のコピー ○市区町村役場発行の「所得証明書」または「非課税証明書」(*)
年金を受給している場合	次のいずれか ○「年金振込通知書」のコピー ○「年金額改定通知書」のコピー <small>※年金の受給が決定した直後などの理由で、左記の書類が用意できない場合には「年金証書」のコピーを添付してください。</small>
自営業・不動産等による収入がある場合	○直近の「確定申告書（収支内訳書も含む）」のコピー

#### (3) 最近退職したことで現在収入がない場合

条件など	添付書類
失業給付を受給していない場合	次のいずれか ○「雇用保険被保険者離職票」のコピー ○「退職証明書」のコピー
失業給付受給中、または受給を終了した場合	○「雇用保険受給資格者証（両面）」のコピー

※障害年金、遺族年金、傷病手当金等の非課税対象となる収入がある場合は、上記に加えて、受取金額が確認できる通知書等のコピーを添付してください。

(\*) マイナンバーによる課税情報の確認を希望される場合、「非課税証明書」「所得証明書」の添付を省略することができます。詳細は「マイナンバーによる課税情報等の確認申出書」をご確認ください。

### 2 別居している方を届け出る場合

申請者と別居している方を被扶養者として届け出る場合は、仕送り金額の確認できる書類を添付してください。（国内に居住している学生の場合は不要です。）

例：仕送り金額の確認ができる預金通帳の写し、現金書留の控えのコピー

### 3 同一世帯（同居）を確認するための書類

新たに同一世帯（同居）の方を被扶養者として届け出る場合は、同一世帯であることを確認できる公的証明書（「世帯全員の住民票」等）を添付してください。

※従前より引き続き扶養となる方は添付不要です。

### 4 被保険者との続柄を確認するための書類

新たに扶養として加入する方と被保険者の続柄を確認するための書類（「世帯全員の住民票（続柄記載のもの）」または「戸籍謄（抄）本（続柄が確認できるもの）」）が必要です。

※従前より引き続き扶養となる方は添付不要です。

### 5 扶養認定を受ける方が海外在住の場合

令和2年4月より被扶養者については国内居住の方（住民票が日本国内にある方）のみ扶養認定可能となります。ただし日本国内に住所を有しない方であっても特例として扶養認定が可能な場合もあります。

詳細は船員保険部へお問い合わせください。

## 「船員保険 疾病任意継続被保険者 資格取得申出書」を提出される皆様へ ＜大切なお知らせ＞

### 船員保険の疾病任意継続被保険者になるためには（加入条件）

疾病任意継続被保険者になるための条件は次の2つです。

- (1) 資格喪失日の前日（退職日）までに、**継続して2カ月以上の被保険者期間**があること。  
(前に加入していた疾病任意継続被保険者期間は含まれません)
- (2) 資格喪失日（退職日の翌日）から20日以内（20日目が土日・祝日の場合は翌営業日）に、  
全国健康保険協会船員保険部に資格取得申出書が到着すること。  
※退職日より前のご提出はできません。

### 疾病任意継続の加入期間について

疾病任意継続の加入期間は、疾病任意継続被保険者となってから2年間です。

ただし、次の①～⑤の事由に該当したときは、2年を経過する前であっても被保険者資格を喪失します。

- ①保険料を納付期限までに支払わなかったとき
- ②就職して、船員保険・健康保険等の被保険者となったとき
- ③疾病任意継続被保険者でなくなることを希望したとき
- ④被保険者の方が亡くなったとき
- ⑤被保険者の方が後期高齢者医療制度の被保険者となったとき

### 疾病任意継続の保険料額について

疾病任意継続の保険料は、退職時の標準報酬月額に基づいて決定されます。

ただし、退職時の標準報酬月額が44万円を超える場合は、標準報酬月額44万円として保険料が決定されます。

なお、勤務していた時の船員保険料は、船舶所有者と被保険者で折半されていましたが、疾病任意継続の保険料については、今まで船舶所有者が負担していた分も含め全額を被保険者が負担することとなります。

疾病任意継続の保険料は、船員保険料率または介護保険料率に変更された場合や疾病任意継続における標準報酬月額の上限額（現在は44万円）が変更された場合等に変更となる場合がありますが、原則として2年間変わりません。

### 加入手続きから被保険者証がご自宅に届くまで

資格取得申出書を船員保険部に提出いただいた場合、原則として資格取得申出書の受付日から3営業日以内に被保険者証を発送いたします。

船員保険部での退職日（資格喪失日）の確認については、年金事務所からの情報提供によるものと「退職証明書」などの退職日（資格喪失日）の確認できる書類のコピーを添付いただく方法があります。

年金事務所からの情報提供は、船舶所有者様が年金事務所に提出された資格喪失届の手続きの完了した後になりますので、被保険者証の送付が遅れる場合があります。

「退職証明書」を疾病任意継続被保険者資格取得申出書に添付いただければ、年金事務所からの資格喪失情報の提供を待つことなく、「退職証明書」に記載された退職日に基づき被保険者証を作成できます。

#### ■「退職証明書」の例

- ・船舶所有者様が証明した退職証明書
- ・雇用保険被保険者離職票
- ・船員保険被保険者資格喪失届 など



## 保険料のお支払い方法について

保険料は納付書によりお支払いいただけます。(口座振替でのお支払いの取扱いはしていません。)

毎月お支払いいただく方法と、一定期間分の保険料を事前に一括してお支払いいただく方法(前納)の2種類ございます。

### 毎月お支払いいただく方法

#### ○被保険者となってから初めてのお支払い

被保険者証と一緒に納付書をお送りしますので、納付書に記載されている支払期限までにお支払いください。  
(支払期限は、納付書をお送りする時期により異なります。)

#### ○2回目以降のお支払い

毎月初め(1日～3日)頃に到着するよう納付書をお送りしますので、その月の10日(10日が土日祝日の場合は翌営業日)までにお支払いください。

### 前納によりお支払いいただく方法

保険料の前納とは、一定期間分の保険料を事前に一括してお支払いいただく制度です。  
6カ月前納と12カ月前納の2種類あり、前納期間及びお支払い方法は次の通りです。

#### 前納期間

##### 6カ月前納

4月分から9月分、または10月分から翌年3月分の半年単位でお支払いいただけます。

注：資格取得時から前納にてお支払いいただく場合の前納期間は以下のとおりとなります。

資格取得月が3月から8月までの方・・・資格取得月の翌月から9月分まで  
資格取得月が9月から2月までの方・・・資格取得月の翌月から直近3月分まで

##### 12カ月前納

4月分から翌年3月分までの1年単位で保険料をお支払いいただけます。

注：資格取得時から前納にてお支払いいただく場合の前納期間は、資格取得月の翌月から直近3月分までとなります。

#### お支払い方法

被保険者証をお送りする際、資格取得月分の納付書と一緒に前納納付書をお送りしますので、納付書に記載されている支払期限までにお支払いください。

※1 保険料を前納にてお支払いいただく場合は、保険料が割引されます。

※2 保険料の前納は、資格取得年月日の属する月の月末(土日祝日の場合は翌営業日)までにお支払いいただく必要があります。そのため、資格取得月の翌月にお手続きをされた場合や、資格取得年月日が月末となる場合は、前納によるお支払いはご利用いただけません。